

令和6年度 市民税・府民税申告書の書き方

舞鶴市

日頃は、舞鶴市税務行政につきまして、ご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

「令和6年度 市民税・府民税申告書」は、令和5年中（令和5年1月1日から令和5年12月31日まで）の全ての所得及び控除等の申告をしていただくものです。この「書き方」をご覧ください、同封の市民税・府民税申告書に必要事項をご記入のうえ、提出期限までに申告くださいますようお願いいたします。

申告書を提出しなければならない人

令和6年1月1日現在、舞鶴市に住所のある人

令和5年中（令和5年1月1日～令和5年12月31日）に所得があった人は、2～5ページをご覧ください必要事項をご記入のうえ申告書を提出してください。

令和5年中に所得がなかった人は、申告書裏面右下の「8.令和5年中(令和5年1月1日～令和5年12月31日)に所得がなかった人の記入欄」にご記入のうえ提出してください。(記載のしかたは、5ページを参考にしてください)

申告いただいた内容は、市民税・府民税の算定のほか国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の算定や、国民年金保険料の免除申請、公営住宅の入居申請に必要な課税証明の発行などの重要な資料となります。

申告書を提出しなくてもよい人

- (1) 令和5年分の所得税の確定申告書を提出予定の人
- (2) 令和5年中の所得が給与所得のみで、勤務先から舞鶴市へ年末調整済の「給与支払報告書」が提出されている人
- (3) 令和5年中の所得が公的年金等に係る雑所得のみで、年金支払者から舞鶴市へ「公的年金等支払報告書」が提出されている人(ただし、遺族年金や障害年金のみの人は申告が必要です。また、年金支払者への届け出住所が舞鶴市以外になっている人は、申告が必要な場合があります。)

上記の(2)あるいは(3)に該当する人が、口座振替や納付書で直接支払った国民健康保険料などの社会保険料控除や、医療費控除などの各種控除の適用を受ける場合は申告が必要です。

申告に必要なもの

- ① 令和5年中の収入や必要経費がわかるもの
 - 給与所得、公的年金等の源泉徴収票（源泉徴収票がない場合は給与明細や支払証明書など）
 - その他、所得金額の計算に必要な収入金額および必要経費がわかる書類など
- ② 各種控除に必要な領収書、証明書など（令和5年中に支払ったもの）※詳細は3、4、5ページをご覧ください。
マイナンバー（個人番号）を確認するため、以下の書類が必要になります。郵送で提出される場合は確認書類の写しを添付してください。
※詳細は同封の「市民税・府民税申告書にはマイナンバー（個人番号）の記載が必要です」をご覧ください。
- ③ 個人番号が確認できる書類（個人番号カード裏面、通知カード等）
- ④ 本人確認ができる書類（個人番号カード表面、運転免許証等）
- ⑤ 委任状（本人以外の方が代理で申告を行う場合のみ）

申告書の提出先・お問い合わせ先

- 提出方法 …………… ご来所、もしくは、郵送にて提出してください。郵送の場合は、上記の申告に必要なものを同封してください。
- ご来所での受付場所・受付期間… 本 庁：令和6年2月16日（金）から令和6年3月15日（金）9時～16時（土日祝除く）
（受付期間が異なりますので 西支所：令和6年2月16日（金）から令和6年2月22日（木）9時～16時（土日祝除く）
ご注意ください）
- 提出期限 …………… **令和6年3月15日（金）**
- 提出先・お問い合わせ先 …… 〒625-8555 舞鶴市字北吸1044番地
舞鶴市役所 税務課 市民税係
電話（0773）66-1026【直通】

収入(所得)金額

収入(所得)金額などの内容については、下記をご覧のうえご記入ください。

- 収入金額……令和5年中(令和5年1月1日から令和5年12月31日まで)に収入が確定した金額
- 必要経費……その収入を得るために支出した費用(生活費や所得税、市民税・府民税等は含まれません)
- 所得金額……収入金額から必要経費等を差し引いた金額

※分離課税の所得がある人は、申告書裏面の「1. 分離譲渡所得・株式等の譲渡所得・上場株式等の配当等・先物取引・山林所得・退職所得のある人」の欄にご記入ください。

【収入(所得)の種類】

所得の種類	収入(所得)の内容	必要経費等
事業	① 営業等	● 収入を得るために支出した費用(生活費、所得税、市民税・府民税等を除く) ● 専従者控除額
	② 農業	
③ 不動産	アパート、マンション、ガレージ、貸家、貸地等から生ずる所得 ※申告書裏面の「6. 不動産収入のある人」の欄も記入してください。 【添付書類】 収支内訳書	
④ 利子	預貯金・公社債の利子、公社債投資信託等の収益の分配金など (国内源泉分離課税分は申告不要)※国外の預金の利子等は申告が必要です。	なし
⑤ 配当	法人から受ける剰余金・利益の配当や剰余金の分配など ※未公開株式の配当、上場株式等の大口株主分は申告が必要です。 【添付書類】 支払通知書や特定口座年間取引報告書	株式等を取得するための借入金負債利子
⑥ 総合課税の譲渡	土地・建物及び株式等以外の資産の譲渡により生ずる所得(営業権、自動車、船舶、機械器具、書画、こつとう等) ● 短期…取得後5年以内の譲渡 ● 長期…取得後5年超の譲渡 ※所得金額の欄には、短期譲渡所得の額、長期譲渡所得を1/2した額、一時所得を1/2した額の合計額を記入してください。 ※土地・建物及び株式等の資産の譲渡は分離課税になります。	● 各資産の取得・譲渡費用 ● 特別控除額(上限50万円)
⑦ 一時	生命(損害)保険契約等に基づく一時金・満期返戻金や解約による保険金、賞金、懸賞当せん金、競馬・競輪等の払戻金などの所得 ※所得金額の欄には、短期譲渡所得の額、長期譲渡所得を1/2した額、一時所得を1/2した額の合計額を記入してください。 【添付書類】 生命(損害)保険契約等に基づく一時金・満期返戻金などの支払調書	● 収入を得るために支出した費用 ● 特別控除額(上限50万円)
⑧ 給与	給与(賞与)、賃金等の所得(パート・アルバイト等の収入を含む) 【添付書類】 源泉徴収票等収入がわかるもの	下記の速算表により所得金額を計算
⑨ 雑	公的年金等	3ページの速算表により所得金額を計算
	業務	収入を得るために支出した費用 【添付書類】 収入と必要経費がわかるもの
	その他のもの	収入を得るために支出した費用(個人年金等は掛金) 【添付書類】 収入と必要経費がわかるもの

■ 給与所得金額の速算表

給与等の収入金額	給与所得金額	給与等の収入金額	給与所得金額 (※千円未満の端数切り捨て)
～ 550,999円	0円	1,628,000円～1,799,999円	(収入金額÷4)※×2.4+100,000円
551,000円～1,618,999円	収入金額-550,000円	1,800,000円～3,599,999円	(収入金額÷4)※×2.8-80,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円	3,600,000円～6,599,999円	(収入金額÷4)※×3.2-440,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円	6,600,000円～8,499,999円	(収入金額×90%)-1,100,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円	8,500,000円～	(収入金額)-1,950,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円		

■ 公的年金等に係る雑所得金額の速算表

昭和34年1月2日以後に生まれた人 (65歳未満)			
公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
～ 1,300,000円	収入金額 - 600,000円	収入金額 - 500,000円	収入金額 - 400,000円
1,300,001円～ 4,100,000円	収入金額 × 75% - 275,000円	収入金額 × 75% - 175,000円	収入金額 × 75% - 75,000円
4,100,001円～ 7,700,000円	収入金額 × 85% - 685,000円	収入金額 × 85% - 585,000円	収入金額 × 85% - 485,000円
7,700,001円～ 10,000,000円	収入金額 × 95% - 1,455,000円	収入金額 × 95% - 1,355,000円	収入金額 × 95% - 1,255,000円
10,000,001円～	収入金額 - 1,955,000円	収入金額 - 1,855,000円	収入金額 - 1,755,000円

昭和34年1月1日以前に生まれた人 (65歳以上)			
公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
～ 3,300,000円	収入金額 - 1,100,000円	収入金額 - 1,000,000円	収入金額 - 900,000円
3,300,001円～ 4,100,000円	収入金額 × 75% - 275,000円	収入金額 × 75% - 175,000円	収入金額 × 75% - 75,000円
4,100,001円～ 7,700,000円	収入金額 × 85% - 685,000円	収入金額 × 85% - 585,000円	収入金額 × 85% - 485,000円
7,700,001円～ 10,000,000円	収入金額 × 95% - 1,455,000円	収入金額 × 95% - 1,355,000円	収入金額 × 95% - 1,255,000円
10,000,001円～	収入金額 - 1,955,000円	収入金額 - 1,855,000円	収入金額 - 1,755,000円

【所得金額調整控除】

- ① 本人が特別障害者
 - ・ 23歳未満の扶養親族がいる
 - ・ 特別障害者の同一生計配偶者・扶養親族がいる
 のいずれかに該当し給与収入が850万円超の人は (給与収入 (上限1,000万円) - 850万円) × 10%を給与所得金額から控除。
 - ② 給与所得控除後の給与所得と公的年金等に係る雑所得がどちらもあり、合計が10万円超なら給与所得金額 (上限10万円) + 公的年金等に係る雑所得 (上限10万円) - 10万円を給与所得金額から控除。
- ※①②両方にあてはまれば①→②の順で控除。

所得控除 (所得から差し引かれる金額)

所得控除の内容については、下記をご覧のうえご記入ください。

所得控除の種類	控除の要件等 (令和5年12月31日の現況)	控除額
⑩ 雑損控除	令和5年中にあなたやあなたと生計を一にする親族 (令和5年中の所得が48万円以下の人) が災害・盗難・横領等により住宅や家財に損害を受けた場合。 【添付書類】 被害額のわかる証明書	次のいずれか多い方の額 ① 差引損失額 - (総所得金額等の合計額の10%) ② 差引損失額のうち災害関連支出の金額 - 5万円 (注) 差引損失額 = 損失額 - 保険金等による補てん額
⑪ 医療費控除	令和5年中にあなたやあなたと生計を一にする親族等の医療費を支払った場合。(介護保険にかかるサービスの対価で医療費控除の対象となるものを含む) 【添付書類】 領収書に基づく明細書等 (領収書は添付不要)	(支払った医療費 - 保険金等による補てん額) - 【総所得金額等の5%または10万円のいずれか少ない方の金額】 (限度額200万円)
⑫ セルフメディケーション税制 (医療費控除の特例) による医療費控除	あなたが健康の保持増進及び疾病の予防に対する一定の取組(※1)を行って、令和5年中に自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族のために、特定一般用医薬品等購入費(※2)を支払った場合 【添付書類】 領収書に基づく明細書、取組を明らかにする書類 (領収書は添付不要)	(支払った特定一般用医薬品等の購入費 - 保険金等による補てん額) - 1万2千円 (限度額8万8千円)

※1 「一定の取組」とは具体的に以下のもので、特定一般用医薬品等購入費の支払日の属する年と同一年に行ったものが該当します。

- ① 保険者 (健康保険組合、市区町村国保等) が実施する健康診査【人間ドック、各種健 (検) 診等】
- ② 市区町村が健康増進事業として行う健康診査【生活保護受給者等を対象とする健康診査】
- ③ 予防接種【定期接種、インフルエンザワクチンの予防接種】
- ④ 勤務先で実施する定期健康診断【事業主検診】
- ⑤ 特定健康診査 (いわゆるメタボ検診)、特定保健指導
- ⑥ 市区町村が健康増進事業として実施するがん検診

※2 特定一般用医薬品等購入費とは
医師によって処方される医薬品 (医療用医薬品) から、ドラッグストア等で購入できるOTC医薬品に転用された医薬品 (スイッチOTC医薬品) の購入費をいいます。

所得控除の種類	控除の要件等 (令和5年12月31日の現況)	控 除 額																												
⑬ 社会保険料控除	令和5年中にあなたが支払った健康保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料、国民年金基金の掛金がある場合。(配偶者及びその他の親族の給与、公的年金等から差し引かれたものは除く) 【添付書類】国民年金保険料・国民年金基金の掛金は控除証明書、その他は領収書等	支払額全額																												
⑭ 小規模企業共済等掛金控除	令和5年中にあなたが支払った小規模企業共済等掛金または地方公共団体が行う心身障害者扶養共済の掛金がある場合。 【添付書類】控除証明書	支払額全額																												
⑮ 生命保険料控除	令和5年中にあなたやあなたの親族を受取人とする生命保険契約等の保険料や介護医療保険契約等の保険料、個人年金保険契約等の保険料等を支払った場合。 【添付書類】控除証明書	<p>●控除額 【一般生命保険料分(A旧契約分+C新契約分)】+【介護医療保険料分(D新契約分)】+【個人年金保険料分(B旧契約分+E新契約分)】(合計限度額:70,000円)</p> <p>●控除額の計算方法 ※申告書には控除額ではなく、支払額をご記入ください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>支払保険料額</th> <th>控 除 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">旧契約</td> <td>A 一般生命保険</td> <td>～15,000円</td> <td>支払保険料の全額</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">B 個人年金保険 (平成23年12月31日以前の契約)</td> <td>15,001円～40,000円</td> <td>支払保険料×1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,001円～70,000円</td> <td>支払保険料×1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,001円～</td> <td>一律 35,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">新契約</td> <td>C 一般生命保険</td> <td>～12,000円</td> <td>支払保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>D 介護医療保険</td> <td>12,001円～32,000円</td> <td>支払保険料×1/2+6,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">E 個人年金保険 (平成24年1月1日以後の契約)</td> <td>32,001円～56,000円</td> <td>支払保険料×1/4+14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,001円～</td> <td>一律 28,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※旧契約・新契約両方の控除の適用を受ける場合、一般生命保険料分、個人年金保険料分のそれぞれの限度額は28,000円になります。</p>		区 分		支払保険料額	控 除 額	旧契約	A 一般生命保険	～15,000円	支払保険料の全額	B 個人年金保険 (平成23年12月31日以前の契約)	15,001円～40,000円	支払保険料×1/2+7,500円	40,001円～70,000円	支払保険料×1/4+17,500円	70,001円～	一律 35,000円	新契約	C 一般生命保険	～12,000円	支払保険料の全額	D 介護医療保険	12,001円～32,000円	支払保険料×1/2+6,000円	E 個人年金保険 (平成24年1月1日以後の契約)	32,001円～56,000円	支払保険料×1/4+14,000円	56,001円～	一律 28,000円
区 分		支払保険料額	控 除 額																											
旧契約	A 一般生命保険	～15,000円	支払保険料の全額																											
	B 個人年金保険 (平成23年12月31日以前の契約)	15,001円～40,000円	支払保険料×1/2+7,500円																											
		40,001円～70,000円	支払保険料×1/4+17,500円																											
		70,001円～	一律 35,000円																											
新契約	C 一般生命保険	～12,000円	支払保険料の全額																											
	D 介護医療保険	12,001円～32,000円	支払保険料×1/2+6,000円																											
	E 個人年金保険 (平成24年1月1日以後の契約)	32,001円～56,000円	支払保険料×1/4+14,000円																											
		56,001円～	一律 28,000円																											
⑯ 地震保険料控除	令和5年中にあなたやあなたと生計を一にする親族の地震保険契約等の保険料を支払った場合。 A 地震保険契約 B 旧長期損害保険契約 (平成18年12月31日までに締結し、契約変更していない満期返戻金のある10年以上の契約) 【添付書類】控除証明書	<p>●控除額 【A 地震保険契約分】+【B 旧長期損害保険契約分】 (合計限度額:25,000円)</p> <p>●控除額の計算方法 ※申告書には控除額ではなく、支払額をご記入ください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>支払保険料額</th> <th>控 除 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A 地震保険</td> <td>～50,000円</td> <td>支払保険料×1/2</td> </tr> <tr> <td>50,001円～</td> <td>一律 25,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">B 旧長期損害保険</td> <td>～5,000円</td> <td>支払保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>5,001円～15,000円</td> <td>支払保険料×1/2+2,500円</td> </tr> <tr> <td>15,001円～</td> <td>一律 10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1つの契約で、上記のAとBの両方が契約区分に該当する場合は、いずれか一方を選択して、控除額を計算します。</p>		区 分	支払保険料額	控 除 額	A 地震保険	～50,000円	支払保険料×1/2	50,001円～	一律 25,000円	B 旧長期損害保険	～5,000円	支払保険料の全額	5,001円～15,000円	支払保険料×1/2+2,500円	15,001円～	一律 10,000円												
区 分	支払保険料額	控 除 額																												
A 地震保険	～50,000円	支払保険料×1/2																												
	50,001円～	一律 25,000円																												
B 旧長期損害保険	～5,000円	支払保険料の全額																												
	5,001円～15,000円	支払保険料×1/2+2,500円																												
	15,001円～	一律 10,000円																												
⑰ 勤労学生控除	あなたが大学・高等学校等の学生・生徒で、勤労による所得があり、令和5年中の合計所得金額が75万円以下の場合。ただし、給与所得等以外の所得金額が10万円以下の場合に限ります。 【添付書類】在学証明書等	26万円																												
⑱ 障害者控除	あなたやあなたの同一生計配偶者や扶養親族が、令和5年12月31日(年の途中で死亡した場合は死亡の日)現在で障害者である場合。なお、特別障害者が、あなたやあなたの配偶者またはあなたと生計を一にするその他の親族のいずれかと同居の場合は、控除額に23万円が加算されます。 (注)申告書に手帳の種別・等級を記入してください。 A 特別障害者 (身体障害者手帳1・2級、療育手帳A(重度)、精神障害者保健福祉手帳1級など) B その他の障害者 (身体障害者手帳3～6級、療育手帳B(中・軽度)、精神障害者保健福祉手帳2級以下など)	A	30万円(53万円) ()は同居の特別障害者の場合																											
⑲ 寡婦控除	下記の「ひとり親控除」の要件に当たらない人で、次の①～③のいずれにも当てはまる人 ① 合計所得金額が500万円以下であること ② 以下のいずれかに該当すること ◆ 夫と死別した後婚姻をしていない人または夫が生死不明などの人 ◆ 夫と離別した後婚姻をしていない人で、扶養親族を有する人 ③ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと	26万円																												
⑳ ひとり親控除	現に婚姻していない人または配偶者が生死不明などの人で、次の①～③のいずれにも当てはまる人 ① 合計所得金額が500万円以下であること ② 総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子がいること ③ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと	30万円																												

所得控除の種類	控除の要件等 (令和5年12月31日の現況)	控除額																																																														
②① 配偶者控除	<p>あなたの令和5年中の合計所得金額が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者(※)の令和5年中の合計所得金額が48万円以下の場合。</p> <p>※他の人の扶養親族・事業専従者の場合を除きます。</p> <p>配偶者が国外に居住する場合は、「親族関係書類」及び「送金関係書類」の提出または提示が必要です。 また、外国語で書かれている書類については、日本語での翻訳文も提出または提示が必要です。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">控除区分</th> <th colspan="4">あなたの合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1,000万円以下</th> <th>1,000万円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>下記以外の人</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>老人</td> <td>70歳以上の人 (昭和29年1月1日以前生まれの人)</td> <td>38万円</td> <td>26万円</td> <td>13万円</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>		控除区分		あなたの合計所得金額				900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超	一般	下記以外の人	33万円	22万円	11万円	0円	老人	70歳以上の人 (昭和29年1月1日以前生まれの人)	38万円	26万円	13万円	0円																																							
控除区分		あなたの合計所得金額																																																														
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超																																																											
一般	下記以外の人	33万円	22万円	11万円	0円																																																											
老人	70歳以上の人 (昭和29年1月1日以前生まれの人)	38万円	26万円	13万円	0円																																																											
②② 配偶者特別控除	<p>あなたの令和5年中の合計所得金額が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者(※)の令和5年中の合計所得金額が48万円を超え133万円以下の場合。</p> <p>※他の人の扶養親族・事業専従者の場合を除きます。</p> <p>配偶者が国外に居住する場合は、「親族関係書類」及び「送金関係書類」の提出または提示が必要です。 また、外国語で書かれている書類については、日本語での翻訳文も提出または提示が必要です。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="4">あなたの合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1,000万円以下</th> <th>1,000万円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">配偶者の合計所得金額</td> <td>48万円超 95万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>95万円超 100万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>100万円超 105万円以下</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> <td>11万円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>105万円超 110万円以下</td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> <td>9万円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>110万円超 115万円以下</td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> <td>7万円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>115万円超 120万円以下</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>120万円超 125万円以下</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>125万円超 130万円以下</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>130万円超 133万円以下</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>133万円超</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>				あなたの合計所得金額				900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超	配偶者の合計所得金額	48万円超 95万円以下	33万円	22万円	11万円	0円	95万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円	0円	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	0円	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	0円	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	0円	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	0円	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	0円	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	0円	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円	0円	133万円超	0円	0円	0円	0円
		あなたの合計所得金額																																																														
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超																																																											
配偶者の合計所得金額	48万円超 95万円以下	33万円	22万円	11万円	0円																																																											
	95万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円	0円																																																											
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	0円																																																											
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	0円																																																											
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	0円																																																											
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	0円																																																											
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	0円																																																											
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	0円																																																											
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円	0円																																																											
133万円超	0円	0円	0円	0円																																																												
②③ 扶養控除	<p>あなたと生計を一にする配偶者以外の親族(※)のうち、令和5年中の合計所得金額が48万円以下の場合。</p> <p>※他の人の扶養親族・事業専従者の場合を除きます。</p> <p>16歳未満の扶養親族は、扶養控除の対象になりませんが、市民税・府民税の非課税判定、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除の適用に必要となりますので、申告書の「16歳未満の扶養親族(控除対象外)」の欄に記入してください。</p> <p>親族が国外に居住する場合は、「A 親族関係書類」及び「B 送金関係書類」の提出または提示が必要です。 また、親族の年齢が30歳以上70歳未満の場合は、次の①～③のいずれかに当てはまる場合に限ります。 ①留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者 ②障害者 ③あなたからその年において生活費または教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者 ①の場合はA、B及び「留学ビザ等書類」、③の場合はA及び「送金関係書類(38万円以上)」の提出または提示が必要です。 外国語で書かれている書類については、日本語での翻訳文も提出または提示が必要です。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>控除額</th> <th>該当者(下記の人が対象)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般扶養</td> <td>33万円</td> <td>昭和29年1月2日～平成13年1月1日 平成17年1月2日～平成20年1月1日 生まれの人</td> </tr> <tr> <td>特定扶養</td> <td>45万円</td> <td>平成13年1月2日～平成17年1月1日 生まれの人</td> </tr> <tr> <td>老人扶養</td> <td>38万円</td> <td>昭和29年1月1日以前 生まれの人</td> </tr> <tr> <td>同居 老親等 扶養</td> <td>45万円</td> <td>老人扶養のうち、あなたやあなたの配偶者の父母・祖父母などで、あなたやあなたの配偶者と常に同居している人</td> </tr> </tbody> </table>		区分	控除額	該当者(下記の人が対象)	一般扶養	33万円	昭和29年1月2日～平成13年1月1日 平成17年1月2日～平成20年1月1日 生まれの人	特定扶養	45万円	平成13年1月2日～平成17年1月1日 生まれの人	老人扶養	38万円	昭和29年1月1日以前 生まれの人	同居 老親等 扶養	45万円	老人扶養のうち、あなたやあなたの配偶者の父母・祖父母などで、あなたやあなたの配偶者と常に同居している人																																														
区分	控除額	該当者(下記の人が対象)																																																														
一般扶養	33万円	昭和29年1月2日～平成13年1月1日 平成17年1月2日～平成20年1月1日 生まれの人																																																														
特定扶養	45万円	平成13年1月2日～平成17年1月1日 生まれの人																																																														
老人扶養	38万円	昭和29年1月1日以前 生まれの人																																																														
同居 老親等 扶養	45万円	老人扶養のうち、あなたやあなたの配偶者の父母・祖父母などで、あなたやあなたの配偶者と常に同居している人																																																														
基礎控除	あなたの令和5年中の合計所得金額が2,500万円以下の場合。	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>合計所得2,400万円以下</td> <td>43万円</td> </tr> <tr> <td>合計所得2,400万円超2,450万円以下</td> <td>29万円</td> </tr> <tr> <td>合計所得2,450万円超2,500万円以下</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>合計所得2,500万円超</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>		合計所得2,400万円以下	43万円	合計所得2,400万円超2,450万円以下	29万円	合計所得2,450万円超2,500万円以下	15万円	合計所得2,500万円超	0円																																																					
合計所得2,400万円以下	43万円																																																															
合計所得2,400万円超2,450万円以下	29万円																																																															
合計所得2,450万円超2,500万円以下	15万円																																																															
合計所得2,500万円超	0円																																																															

「8. 令和5年中(令和5年1月1日～令和5年12月31日)に所得がなかった人の記入欄」(申告書裏面)の書き方について
令和5年中に所得がなかった人は、この欄の1.～6.の該当する番号に○を付け、必要事項を記入してください。

令和6年度 市民税・府民税・森林環境税のしくみと計算方法

市民税・府民税の税額は、均等割額と所得割額の合計額です。均等割額は定額で、所得割額は前年中の所得金額に応じて次の計算方法により計算します。

$$\left(\frac{\text{前年の所得金額}}{\text{所得金額}} - \frac{\text{所得控除}}{\text{調整控除}} \right) \times \text{所得割の税率} - \text{調整控除} - \text{税額控除} = \text{市民税・府民税の所得割額} + \text{市民税・府民税の均等割額} + \text{森林環境税(国税)} = \text{市民税・府民税・森林環境税の年税額}$$

【市民税・府民税の税率】

- ・均等割 市民税 3,000円 府民税 1,600円
 - ・所得割税率(総合課税分) 市民税 6% 府民税 4%
- 平成28年度から森林の整備・保全を進めるための財源を確保するため、「豊かな森を育てる府民税」として、府民税の均等割額に600円が加算されています。

【森林環境税】

令和6年度から市民税・府民税の均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円を市区町村が賦課徴収することとされています。

【市民税・府民税・森林環境税が課税されない人】

- 令和6年1月1日現在に下記に該当する人
- ①生活保護法によって、生活扶助を受けている人
 - ②障害者、未成年者(平成18年1月3日以降生まれ)、寡婦、ひとり親で前年中の合計所得金額が135万円以下の人
 - ③前年中の合計所得金額が次の金額以下の人
 - ・扶養親族または同一生計配偶者がいない場合 38万円
 - ・扶養親族または同一生計配偶者がいる場合 28万円 × (本人 + 扶養親族等の数) + 10万円 + 16万8千円
- ※同一生計配偶者 = 納税義務者と生計を一にする配偶者で合計所得金額が48万円以下の人(事業専従者を除く)。

「税制改正により、算出方法等が改正される場合があります」

税額控除 (税額から差し引かれる金額)

【調整控除】

控除額 = 下表の額 × 5% (市民税3%、府民税2%)

合計課税所得金額	調整控除のもとになる額
200万円以下	(①と②のいずれか少ない額) ①人的控除額の差の合計額 ②合計課税所得金額
200万円超	(①と②のいずれか多い額) ①人的控除額の差の合計額 - (合計課税所得金額 - 200万円) ②5万円

※合計所得金額が2,500万円を超える場合は適用なし

〈所得税と市民税・府民税の人的控除額の差〉

控除の種類		金額
障害者控除	普通	1万円
	特別	10万円
	同居特別	22万円
寡婦控除		1万円
ひとり親控除(父)		1万円
ひとり親控除(母)		5万円
勤労学生控除		1万円
扶養控除	一般	5万円
	特定	18万円
	老人	10万円
	同居老親等	13万円
基礎控除		5万円

控除の種類		金額		
		あなたの合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者控除	一般	5万円	4万円	2万円
	老人	10万円	6万円	3万円
配偶者特別控除	48万円超 50万円未満	5万円	4万円	2万円
	50万円以上 55万円未満	3万円	2万円	1万円

【配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除】

配当割額・株式等譲渡所得割額に対して、市民税は3/5を府民税は2/5を乗じたものを、それぞれ所得割から控除します。

【住宅借入金等特別税額控除】

- 控除額 = 下記の額 × (市民税3/5・府民税2/5)
次の①、②のいずれか少ない金額が控除額となります。
- ①所得税の住宅借入金等特別税額控除可能額のうち、所得税において控除しきれなかった額
 - ②【平成26年3月までの入居者】
前年分の所得税の課税総所得金額等 × 5% (限度額97,500円)
【平成26年4月から令和3年12月までの入居者】
前年分の所得税の課税総所得金額等 × 7% (限度額136,500円)
※消費税率8%または10%で住宅を取得した場合に適用
【令和4年1月から令和7年12月までの入居者】
前年分の所得税の課税総所得金額等 × 5% (限度額97,500円)

【寄附金税額控除】

- ①都道府県、市区町村、京都府共同募金会、日本赤十字社京都府支部、または京都府の条例指定分に寄附した場合

区分	控除額
基本控除額	(寄附金額 - 2千円) × (市民税6%・府民税4%)

※寄附金額は、総所得金額等の30%を限度とします。

- ②都道府県、市区町村に寄附した場合(特定の震災関連寄附金も該当) 上記①の基本控除額に加えて、以下の特例控除が加算されます。

区分	控除額
特例控除額	(寄附金額 - 2千円) × (90% - 所得税の税率(0~45%) × 1.021) ※市民税分3/5、府民税分2/5 ※市民税・府民税所得割額の20%を限度

- ③ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用した場合 上記①②に加えて、以下の申告特例控除が加算されます。

区分	控除額
申告特例控除額	②の特例控除額 ÷ (90% - 所得税の税率(0~33%) × 1.021) × (所得税の税率(0~33%) × 1.021) ※市民税分3/5、府民税分2/5

【配当控除】 (控除額 = 配当所得金額 × 控除率)

課税総所得金額	市民税の控除率	府民税の控除率
1,000万円以下の部分	1.6%	1.2%
1,000万円を超える場合その超える部分	0.8%	0.6%